

平成23年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|-------|-------------|---|-----------|--|
| 議会事務局 | 議事課 | 2 | 志摩市議会議員に対する政務調査費の交付事務に関して、提出書類の「平成22年度政務調査費に係る調査研究活動実績報告書」提出年月日が、「平成23年4月22日」が正当であるのに「平成22年4月22日」と誤記のまま書類を收受していたので、更に慎重に精査されるように努められたい。 | | 指摘事項については是正を行いました。申請書・実績報告書等収受時は今後も慎重に精査に努めています。 |
| 総務部 | 総務課 | 2 | 郵便切手等受払簿は、未完年度でなく単年度で管理すべきである。また、切手等の在庫管理については、「志摩市文書管理規程第3条第3項」に基づき金種別による合計残額だけではなく、総合計残額を明確に記録すべきである。 | | 郵便切手等受払簿は、単年度の完結文書にし、総合計残額を日々管理しています。 |
| 総務部 | 財政課 | 2 | 文書管理目録に備品台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録に備品台帳を記載しました。 |
| 総務部 | 財政課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、決裁日を記載しました。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 確認等を徹底し、適正な処理を行えるよう改善しました。 |
| 総務部 | 大王支所 | 2 | 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、郵便切手等受払簿を作成し対応しました。また、総務課と協議し、大王支所で保管していた郵便切手については、平成23年11月にすべて総務課へ譲渡しました。 |
| 総務部 | 志摩支所 | 2 | 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 郵便切手等受払簿への記録については、切手の金種ごとに金額表示して適正に処理しました。 |
| 企画部 | 企画政策課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 各関係書類の見直しを行い、記入漏れのないよう改善をしました。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|------------------|-------------|--|-----------|---|
| 企画部 | 情報政策課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 課内会議で、指摘があった事項の検討会を開き、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理するよう徹底し、決裁事務の方法について改善を図り、取り組んでいます。 |
| 企画部 | 情報政策課 | 2 | 随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 課内会議で、指摘があった事項の検討会を開き、「志摩市契約規則」に基づき適正に処理するよう徹底し、見積入札事務の方法について改善を図り、取り組んでいます。 |
| 市民部 | 課税課 | 2 | 随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 今後は十分に確認をして、適正な事務処理を行います。 |
| 市民部 | 収税課 | 2 | 文書管理目録に備品台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 文書管理目録に備品台帳を登録するよう改善しました。 |
| 市民部 | 保険課 | 2 | 昨年に引き続き、随意契約締結について一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 当該業務を手順にそって行う上で、その都度きちんと確認がされなかったという単純ミスなので、事務上の注意点等について検査チェック項目を意識して、適正な事務処理を行います。 |
| 市民部 | 保険課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 起案文書の決裁年月日の未記入については、確認等を徹底し、適正な処理を行います。 |
| 生活環境部 | 美化衛生課 | 2 | 文書管理目録に備品台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 文書管理目録に備品台帳を登載しました。 |
| 生活環境部 | エコフレンドリー はまじま | 2 | 文書管理目録に職員出退勤記録簿が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録に記載いたしました。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|----------|-------------|--|-----------|--|
| 生活環境部 | 大王清掃センター | 2 | 「臨時職員賃金支給明細書」と「時間外勤務手当、特殊勤務手当」が同綴になっていた。文書管理について、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。 | | 「臨時職員賃金支給明細書」と「時間外勤務手当、特殊勤務手当」が同綴になっていたことにつきましては、「臨時職員賃金等関係綴」と「職員手当等関係綴」という別々の簿冊タイトルを設け、それぞれの簿冊に綴るように改善しました。 |
| 生活環境部 | 阿児清掃センター | 2 | 文書管理目録に公有財産台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 未記載であった備品台帳については、「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録に記載いたしました。 |
| 生活環境部 | 磯部清掃センター | 2 | 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿を作成し、記載しました。 |
| 生活環境部 | 磯部清掃センター | 2 | 「平成22年度収集運搬用車輌運転業務日誌」が担当者及び所長の確認印が漏れていた。 | | 担当者及び所長の確認印を押印しました。 |
| 生活環境部 | 磯部清掃センター | 2 | 文書管理目録に職員出退勤記録簿が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録に記載いたしました。 |
| 健康福祉部 | 介護保険課 | 2 | 随意契約締結について、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 随意契約について一部の見積書の年月日が未記入であった件については、見積書提出年月日を確認のうえ記入しました。 |
| 健康福祉部 | 介護保険課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 起案文書の決裁年月日記入漏れについては、決裁日を確認のうえ記入しました。 |
| 健康福祉部 | 健康推進課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 決裁年月日漏れについては、課員に再チェックの実施及び今後、記入漏れのないよう周知し改善しました。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|----------|-------------|--|-----------|---|
| 健康福祉部 | 磯部保健センター | 2 | 文書管理目録に備品台帳及び公有財産台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「備品台帳」については、23年度分から作成し対応しました。 「公有財産台帳」については、23年度実施の「公有財産管理システム内の建物及び土地情報の内容確認」調査を元にして作成していく方向で検討中です。 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 | 2 | 随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入だったので、適正に処理されたい。 | | 随意契約締結における見積書の年月日の記入漏れについては、留意して適正に事務処理をするよう努めています。 |
| 健康福祉部 | ふくし総合支援室 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 決裁年月日の記入漏れについては、現在決裁後すぐに記入するよう改善しました。 |
| 健康福祉部 | 子育て支援課 | 2 | 文書管理目録に備品台帳が未記載だったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 文書管理目録に備品台帳への未記載については、記入し対応しました。 |
| 健康福祉部 | 子育て支援課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 起案文書の決裁年月日記入漏れについては、決裁後記入する様に対応しました。 |
| 農林水産部 | 農林課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき、適正に事務処理を行いました。 |
| 農林水産部 | 水産課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 記入漏れであった決裁年月日については、記入して改善しました。 |
| 農林水産部 | 水産課 | 2 | 随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入だったので、適正に処理されたい。 | | 見積書の年月日については、今後きちんと記入するよう対応いたします。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|----------|-------------|---|-----------|---|
| 建設部 | 住宅営繕課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 書類帳簿目録における保存文書等住宅営繕課内文書の内容を再度確認し、決裁年月日記入漏れがあった書類については記入を行い改善しました。 |
| 上下水道部 | 水道総務課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 起案文書の決裁日漏れについては、決裁印が押されて戻っただけで安心して日付の記入を忘れがちになるので普段から注意するよう取組んでいます。 |
| 上下水道部 | 水道総務課 | 2 | 随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 見積徴収の際に日付をチェックして行きます。 |
| 上下水道部 | 下水道課 | 2 | 起案文書の決裁年月日記入漏れがあるので、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 文書管理規定に基づき、決裁日を記載しました。 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 2 | 文書管理目録に備品台帳が未記載だったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 | | 文書管理目録に備品台帳を記載しました。 |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 2 | 「農地情報システム改修業務委託料」の随意契約とする理由書では、根拠規定を「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」と記載しているが「第5号」は「緊急の必要により競争入札に付することができない」であり、この場合は「第2号」の「競争入札に適さない」の根拠条文が適切と考える。 | | 「農地情報システム改修業務委託料」の随意契約とする理由書中、根拠規定を「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」と訂正しました。 |

合計 38

措置済 31項目

実施中 6項目

検討中 1項目

平成23年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-----|-------|-------------|--|-----------|---|
| 総務部 | 総務課 | 3 | 職員の健康管理について、健康診断や人間ドック補助、メンタルヘルス相談の窓口開設等が行われているが、今後とも一層の健康管理に配慮されたい。また、3.11東日本大震災以降電力不足に対応した一層の節電対策が図られ、職員の積極的な協力により効果が伺えるが、事務室内における一定以上の明るさや温度の維持は、職員の健康のみならず職務遂行上の能率性を維持するうえからも必要不可欠であり、十分な配慮を心がけられたい。 | | 職員の健康管理については、総務課所属の保健師を中心として、職員の安全衛生・健康の確保、快適な職場環境の形成の促進につなげています。また、安全衛生委員会では、職場の現状把握やヒヤリ・ハット事例の検証を行うことを目的に職場巡視を行っておりますので、今後も巡視対象職場を増やし、効率的な職務が遂行できる職場環境に繋げていきます。 また、節電については、業務に支障のない程度で今後も実施していきます。 |
| 総務部 | 地域防災室 | 3 | 3.11東日本大震災を教訓として、市民の生命、財産等をいかに守るか、また、行政機能をどこまで保持していくかという「減災」の観点からの防災計画の見直し、市民の防災意識の高揚に引き続き努められたい。 | | 防災計画については、3.11東日本大震災の状況や国が新たに示した東海・東南海・南海地震の被害想定を考慮し、平成24年度において新たに「津波災害対策編」を策定するため現在準備を進めています。また、新たな津波ハザードマップの作成については、市民の防災意識の高揚を図るために、各自治会とワークショップなどを実施し、市民と協働しながら行っています。その他、あらゆる機会を捉えて市民の自助・共助の意識を高めるため住民説明会等も行ってまいります。 |
| 総務部 | 地域防災室 | 3 | 平成22年度は、防災行政無線工事事業等により時間外勤務が増加している。以前から時間外勤務が多くなったが、過重労働による健康への悪影響が懸念されるので、安全衛生管理の充実を図られたい。 | | 未曾有の大被害を出した東日本大震災を教訓にして、被害想定の見直しが行われてあり、市内各自治会等からも防災対策要望が急増している。事業の効率的な進捗を重視して、可能なかぎり適正な業務分担を心がけていきます。 |
| 総務部 | 財政課 | 3 | 公有財産システムが整備されたので、今後は、普通財産はもとより行政財産についても、売却処分、有償貸付等を公有財産の有効活用を計画されたい。 | | 未利用地については、審査会の意見を聞き計画的に有効活用を検討していきます。 |
| 企画部 | 情報政策課 | 3 | 特命随意契約の場合、競争原理が働きにくい状況があるので、見積書が適正な価格であるのかを厳しくチェックできる体制を整えられたい。 | | 調達の透明性を確保する上で、情報システムの適正な調達方法、見積書の見方などについて県下市町が共通課題として勉強会を開催しており、現在情報収集を行っています。 また、業者からの見積は細部までチェックし、流通価格や販売価格など物価と照らし合わせ、適正に見積もられているかどうかを判断するよう取り組んでいます。 |
| 市民部 | 課税課 | 3 | 確定申告・市県民税申告相談会場については年々縮減を図っているところであるが、近くに相談会場が無くなことによる申告者の減少が危惧されるので、市民への啓発等を含め十分協議し、住民サービスの低下とならないよう進められたい。 | | 特に申告相談会場が縮減される磯部町においては、前年度の自治会連合会で説明を行い、チラシの全戸配布、申告会場に張り紙を張るなど市民への周知、啓発に努めました。今後も、住民サービスの低下とならないよう、住民への周知・啓発等を含め十分に協議したうえで進めています。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|--------------|-------------|---|-----------|---|
| 市民部 | 収税課 | 3 | 税の公平性の観点から消滅時効の抑制に努めるとともに、引き続き徴収事務の改善と適正な執行に努められたい。 | | 納税義務の承継についての調査(死亡者課税等)や破産法人の課税調査により適正な課税、滞納処分を実施しています。 また、第三者納税者に対しては、支払督促(訴訟提起を含む)により債権額徴収事務を実施しています。 |
| 市民部 | 保険課 | 3 | 特命随意契約については競争原理が働きにくい状況であるので、見積額が適正な価格なのかを厳しくチェックできる体制を整えられたい。 | | 随意契約締結については、次の点について検討します。 同じ業者と契約締結している他の市町との情報交換と共同研究を行うこと。 同様の業務について、別の業者と契約締結している他の市町の情報を求めること。 経費削減と効率的な業務進行による適正な見積もりの実施について業者に要望すること。 保険課業務において経費削減に繋がる提案を業者に求めること。 |
| 生活環境部 | 人権啓発 推進課 | 3 | 福祉資金、住宅新築資金等貸付金償還の未収金対策については、債務者の状況を踏まえながら償還指導を行うなど、未済額の解消に向けて努力されたい。 | | 「志摩市住宅新築資金等貸付金償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱」に基づき、徴収業務を推進していきます。また、滞納者の生活状況等の変化を常に把握し、個々に応じた償還指導を行うなど、未済額の解消に向けて努力していきます。 |
| 生活環境部 | 美化衛生課 | 3 | 鳥羽志摩広域連合の新ごみ処理施設の平成26年度稼動に向けて、収集、運搬、分別区分(品目)の統一について取り組まれたい。(分別区分については、平成24年度中に統一が図られる見込みである。) | | 平成25年4月1日からの分別区分の統一に向け、現在、分け方・出し方を協議しています。 |
| 健康福祉部 | 健康推進課 | 3 | 各種検診の受診率向上に向けた取り組みを実施し、生活習慣病予防等を推進されたい。 | | がん検診の受診率向上には、対象を絞った取組が有効とのことで、24年度は女性のがん検診(乳がん、子宮頸がん)の受診率向上のため個別勧奨通知、健康教育等を実施予定です。 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 | 3 | 時間外勤務時間調書によると1ヶ月に60時間を超える時間外勤務が見受けられた。職員の健康、精神的ストレスが懸念されることから、対応策・改善策について検討されたい。 | | 過剰な職員の時間外勤務時間数に関しては、絶対的な職員不足が原因であり、例年、総務課に職員増員の要望を申し出ていますが、現状として改善されておりません。今後も重ねて要望していきます。 |
| 健康福祉部 | ふくし総合 支援室 | 3 | 時間外勤務時間調書によると1ヶ月に60時間を超える時間外勤務が見受けられた。職員の健康、精神的ストレスが懸念されることから、対応策・改善策について検討されたい。 | | 総合相談支援業務における対応やその処理のため時間外勤務が増えることから、本年度予算で委託する困難ケース対応のためのアドバイザーとともにケース処理手順を確立し、的確なケース対応や精神的負担の軽減、時間外勤務時間の削減、ノー残業デーの徹底を図ります。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|--------|-------------|--|-----------|---|
| 健康福祉部 | 子育て支援課 | 3 | 保育料の未収金対策については、保育所長、児童館長と連携しながら解消に向け努力されたい。 | | 保育料の未収金対策は、現在、保育所長からの声かけ・子育て支援課職員による電話・自宅訪問、子ども手当からの特別徴収を行いました。 |
| 農林水産部 | 農林課 | 3 | 時間外勤務が昨年に比べて増加している。要因は、獣害駆除その他市内各地の現場に出ることが多く、時間外に残務整理をすることが多くなったためであるが、職員の健康面、精神的ストレスが懸念されることから対応策・改善策について検討されたい。 | | 平成22年度の恒常的な時間外の原因については、工事を担当できる職員の不足によるものであるところから現在、人事担当部局に工務を担当できる人員を配置してもらう方向で検討中です。 |
| 商工観光部 | 観光戦略室 | 3 | 以前から時間外勤務が多く、過重労働による健康への悪影響が懸念されるので、安全衛生管理の充実を図られたい。 | | 時間外勤務については、業務内容等を精査した上で、今後検討していきます。 |
| 建設部 | 建設整備課 | 3 | 生活道路としての市道整備については、限られた予算の中ではあるが、市民生活の安全や利便性に配慮した道路整備を進められたい。 | | 道路管理者として市道の安全性・利便性を配慮した適正な管理を行い、事業効果を向上させるよう努めています。 |
| 建設部 | 都市計画課 | 3 | 都市計画マスタープランの方針に基づいた計画的な土地利用や魅力的なまちづくりを進めるため、用途地域の指定の検討などを進められたい。 | | 用途地域の指定を検討するうえで必要な今後の都市計画施策の在り方について、基礎調査や建築形態調査などを行うことを検討しています。 |
| 上下水道部 | 水道工務課 | 3 | 配水施設の整備、老朽管更新及び耐震性の向上等老朽施設の改修にも、計画性を持って尽力されたい。 | | 平成23年度より、三重県企業庁から志摩水道施設の移管を受け、水源から末端までの給水の一元的管理を行っています。配水施設の整備、老朽管更新及び耐震性の向上等老朽施設の改修をするにも、一元化に伴い企業庁の施設を含め見直しを検討中です。 |
| 上下水道部 | 下水道課 | 3 | 生活環境の改善、自然環境の保全及び河川海洋等の公共用水域の水質保全のため、重要な施設であるので、引き続き施設の維持管理に努められたい。 | | 施設管理者として浄化センターからの放流水の水質管理を行い、維持管理をしていくよう努めています。 |
| 病院事業部 | 志摩市民病院 | 3 | 市民病院の経営状況については、大変厳しいものがある。医療現場の状況を把握したうえで問題点を見つけ出し、組織的に連携して更なる経営改善に努められたい。 | | 経営改善については、平成24年度病院経営基盤強化策策定業務を委託し、志摩市立国民健康保険病院事業の今後の運営の方向性について、現状及び問題点を踏まえ、これらの課題に対応し、長期安定的に健全な経営を行っていくための診療機能や病院事業運営のあり方について、現状の調査分析、経営基盤強化策策定、病院事業の改革プランの成果物により取り組んでいきます。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|------------------|-------------|--|-----------|--|
| 出納室 | 出納室 | 3 | 各部署について、統一した収納処理が行えるよう、公金管理に関する取扱規程等の検討を要望する。また、特に出先機関によっては、まだ、誤った認識による収納処理も見受けられたので引き続き指導を徹底されたい。 | | 現金の取扱及び保管方法については、毎年、各所属所を訪問し、出納室貸出金の検査及び管理の方法について確認しており、その都度、指導を行っています。また、ご指摘の公金管理に関する取扱規程の整備については、今後も引き続き検討いたします。 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 3 | 奨学基金のあり方については、地方自治法第241条第1項の規定による「目的基金」ではなく同条第5項の規定による「定額運用基金」として運用した方が望ましい。(奨学基金については、平成24年第1回定例会により、「志摩市奨学基金条例」の全部改正が2月27日提案され、3月23日に可決された。) | | 平成24年第1回定例会において、「志摩市奨学基金条例」を全部改正し、「定額運用基金」として運用することとしました。 |
| 教育委員会 | スポーツ食育課 | 3 | 給食費の未収金対策については、学校等と連携しながら解消に向け努力されたい。 | | 給食費の未収金の減少については、引き続き学校と教育委員会が連携して増加することのないよう取り組んでいます。また、通知等を出しても反応のない保護者に対しては、裁判所を通して支払督促をするなどの法的手段がとれないか慎重に検討をしています。 |
| 教育委員会 | 市立図書館 | 3 | 平成22年度の図書館の利用状況は、貸出者数、貸出冊数とも減少傾向にあるので、その内容について分析するなどして魅力ある図書館運営に努力されたい。 | | 貸出者数・貸出冊数の減少については、利用状況や傾向を分析し、館内においては特集展示(季節展示)等を行い、集客に取り組んでいます。また、市内の小学校等へ移動図書館を実施し図書館活動をPRしています。 |
| 教育委員会 | 磯部郷土資料館 磯部図書館 | 3 | 新しく歴史民俗資料館として整備され稼動を始めるが、地域の文化的財産を収集、保存、調査、研究し郷土の貴重な文化遺産を後世に繋げるよう努められたい。 | | 郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるために、現在地域の文化的財産の収集・保存・調査研究をさらに進めています。そして志摩市としての歴史・文化を新たに創造するためにも、企画展を開催するなど、資料の的確な活用を図りながら収集・保存に取り組んでいきます。 |

合計 26
措置済 2項目
実施中 16項目
検討中 8項目

平成23年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|-------|-------------|--|-----------|--|
| 議会事務局 | 議事課 | 4 | 時間外勤務が昨年に比べて減少している。要因は、議会運営等に携わる職員の勤続年数に比例した専門知識の習得と事務の効率化によるものと思われる。 | | 時間外勤務について、多くは、会議等の審議・審査時間数、また、それに伴う、翌日の会議等の準備にかかる時間数に比して増減があり、必ずしも、直接的に職員の勤続年数や専門知識に比例しているものではありません。 |
| 総務部 | 市長公室 | 4 | 時間外勤務が昨年に比べて減少している。他課に関係する行事は他課の職員が随行したためである。 | | 今後も引き続き事務事業の見直し、合理化等に努めます。 |
| 総務部 | 市長公室 | 4 | 庁議、部長会議以外で各部局間組織にとらわれず、情報の共有、連携強化を図ることを目的として志摩市創造会議を設置した。今後の成果を期待したい。 | | 今後も志摩市創造会議を定期的に開催し、戦略的な市政運営に努めます。 |
| 総務部 | 市長公室 | 4 | 市民に親しまれている「広報しま」の発行は、市民の貴重な情報誌として読みやすく、分かりやすい紙面づくりに努力しており評価できる。 | | 今後も「広報しま」の充実に努めます。 |
| 総務部 | 地域防災室 | 4 | あらゆる災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的、物的支援に繋がるような、自治体間及び民間事業者との救援防災協定の締結を望む。 | | あらゆる災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的、物的支援に繋がるような、自治体間及び民間事業者との救援防災協定の締結を心がけていきます。 |
| 総務部 | 財政課 | 4 | 志摩市財政健全化アクションプログラム策定以降、財政の健全化に向けて行財政改革が全庁的に推進されているが、目標を達成するには職員ひとりひとりの財政状況、財政計画等に対する理解と意識改革が不可欠である。 | | 若手職員を中心に財政の勉強会を計画しています。また、財政の健全化に関する意見を職員から提案してもらうことも検討しています。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 4 | 「志摩市工事検査規則」に基づき、各種工事等について、書類検査や現場検査を行っているが、更に検査業務を的確に行い品質確保に努められたい。 | | 今後も検査業務を的確に行い品質確保に努めています。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 4 | 随意契約事務の適正化に向けた取り組みの一つとして、平成24年2月1日付で「志摩市随意契約実施ガイドライン」を制定し、随意契約について全庁的周知を図ったが、この取り組みは評価する。引き続き周知、指導に努められたい。 | | 引き続き、周知、指導に努めています。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-----|-------|-------------|---|-----------|--|
| 総務部 | 志摩支所 | 4 | 布施田自治会助成金である、平成22年度防災備蓄用品80万円については、3.11東日本大震災の影響で納品が遅れ、翌年度に納品及び代金の支払いが行われている。こうした会計処理は、「地方自治法第220条第3項」に基づく事故繰越に準じて行われたものであるので適切である。 | | 平成24年1月19日に布施田自治会へ納品確認済み。今後も自治会助成金の書類を精査します。 |
| 企画部 | 企画政策課 | 4 | 今後5年間の市政運営の指針となる「志摩市総合計画」後期基本計画を策定したところであるが厳しい状況の続く中、限られた財源を有効に活用し、市民が豊かな生活を送れるよう取り組まれたい。 | | 「志摩市総合計画」後期基本計画の実施計画は3年間の計画を毎年見直していくことから、平成24年度～平成27年度を事前評価する意味で担当部局からの事業ヒアリングを実施し、財政課からの意見も参考にした上で事務事業評価をし、翌年度の当初予算への反映につなげるなど、限りある予算の有効活用に努めています。 |
| 企画部 | 情報政策課 | 4 | 電子計算システムなどを所管する課として、情報の機密性の保持及び安全性の確保については万全を期されたい。 | | 新規採用職員等、パソコンを新たに使用する職員には、使用許可する前に情報セキュリティ研修を行っています。さらに、原則としてパソコンを使用する全職員を対象に、セキュリティポリシーの役職等に応じ、財団法人地方自治情報センターが実施する「e-ラーニングによる情報セキュリティ研修」を受講しています。 電算システムで取り扱われる記憶媒体の処分は、情報資産について復元できないように完全消去や物理的破壊を行った上で廃棄しています。 また、機器の管理については、監視カメラの設置、ワイヤーと施錠によるパソコンの固定などにより盗難防止に努めています。 |
| 市民部 | 市民課 | 4 | 総合窓口(ワンストップサービス)により、請求頻度の多い評価証明書等税証明書が市民課で発行できるようになった。また、平成23年3月27日(日)に臨時的に開庁し、転入、転出、転居等住民異動の伴う手続きを行い、市民サービスの向上を図った事は評価できる。 | | 今後も総合窓口として、来庁者の目的に応じ、関係課に引き継ぐチェックシートを活用し、確実で効果的な対応処理を行います。また、来庁時の手続き時間の短縮に努めています。 |
| 市民部 | 収税課 | 4 | 平成23年度コンビニ収納を実施し、納税窓口の拡充を図ったこと、また、インターネット公売、電話による納付催告、納付相談による分納誓約等により、徴収率の向上に努めたことは、評価できる。 | | さらなる徴収率の向上に努めます。 |
| 市民部 | 保険課 | 4 | 国民健康保険制度が相互扶助で成り立つ医療制度であることを、広報等を利用し積極的に周知されたい。 | | 国民健康保険制度の周知について、次の点につき引き続き努力します。 窓口において、相互扶助で成り立つ医療制度であることの理解を深めていただけるよう説明します。 納税通知書発送時に、国保制度を理解するためのパンフレット等を同封して周知を図ります。 制度改正に併せて、広報等により市民に必要な情報を分かりやすく提供します。 収税課と連携して、ケーブルTV等を通して納付期限・納付方法等の周知を行います。 不動産の公売、コンビニ収納の利用等について、広報等を通じて周知を行います。 1階モニター広告により、市税納付について案内広告します。 保険証の切替時に、国保制度理解の機会を確保します。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|-------|-------|-------------|--|-----------|--|
| 生活環境部 | 環境課 | 4 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と環境衛生の向上を図るため、平成23年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型)への転換についても補助金制度を設けたことについては評価する。 | | 今後も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型)への転換を促進しながら、浄化槽の正常な機能を保持するための適正な維持管理(保守点検・清掃)が実施されるよう、維持管理の重要性等を市民に周知・啓発に取り組んでいきます。 |
| 農林水産部 | 里海推進室 | 4 | 新しい里海の創生によるまちづくりを進めるため、「志摩市里海創生基本計画」の策定を進めているところであるが、まだまだ市民には理解されていないところがある。今後とも取り組みの必要性を周知するため、引き続き情報提供や啓発に努められたい。 | | 志摩市ホームページ、広報しま、ケーブルテレビ行政チャンネル等を活用し市民及び関係団体への啓発に努めています。平成24年度は、市民啓発事業として里海フェスティバルの開催をはじめ、里海創生プロジェクト関係各課における啓発イベント等を積極的に展開します。 |
| 商工観光部 | 商工課 | 4 | 不況により、雇用者の解雇が相次ぐなど雇用情勢は厳しい状況にあるが、雇用の促進と安定を図るなど、働き手が安心して就労できるよう、商工会等関係機関と連携しながら勤労者福祉の充実を図られたい。 | | 平成24年度緊急雇用創出事業で、重点分野として6事業、震災等対応事業で19事業、合わせて約100名の雇用を創出。また、商工会への事業(5町商業連携事業、稼げる事業者づくり、観光客誘致宣伝事業、特産品PR事業等)補助金により、地域活性化を図っています。 |
| 商工観光部 | 観光戦略室 | 4 | 志摩市内における自然、歴史、文化等の豊かな観光資源を、観光協会と連携しながら積極的にPRし、また、さまざまな観光戦略を通じて集客増加に向けた事業展開を図られたい。 | | 豊かな観光資源を利用し、集客増加に向けた事業展開については、スポーツ観光や新しい里海などとあわせて検討中です。 |
| 建設部 | 住宅営繕課 | 4 | 住宅使用料の未納対策については、法的措置などを講じ一定の効果が見られた。入居者の公平性を確保するためにも、引き続き適切な滞納整理に努められたい。 | | 住宅使用料の未納者については、現在未納者の整理や戸別訪問を行い、きめ細かな収納対策に取り組んでいます。また、納付約束を守らない未納者等には、連帯保証人への催告・連絡等種々の方法で未済額の解消・縮減と納付誓約や分割納付指導を行っています。しかしながら、昨今の社会経済情勢により不斷の努力も収納額の大幅な向上には今も繋がりにくいのが現状ですので、さらなる収納対策の強化に努めるためにも、納付相談・戸別訪問(夜間徴収)と引き続き入居者への督促と連帯保証人にも催告をし、納付指導の徹底と納付意識の向上を図るなど未済額の解消に取り組んでいきます。また、長期滞納者においても、顧問弁護士と協議を重ねながら明け渡し請求も一つの選択肢として考慮し、納付意識の向上に取り組んでいきます。 |
| 上下水道部 | 水道総務課 | 4 | 平成23年度より、三重県企業庁から志摩水道施設の移管を受けた。水源から末端までの給水の一元的管理を行うことで、安全で安心した水の供給及び事業の効率化と経営の健全化を目指して、「志摩市水道事業基本計画」及び「志摩市水道ビジョン」に基づき、取り組まれたい。 | | 一元化後1年が経過し、浄水製造から末端給水までの一元的管理を検証する事が出来ました。今後、決算整理とともにその効果を分析し、事業の効率化と健全経営に生かして行きたいと考えております。 |

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> =措置済、=実施中、=検討中、=未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は・とした理由 |
|---------|-----------|-------------|--|-----------|---|
| 上下水道部 | 水道工務課 | 4 | 平成23年度より、三重県企業庁から志摩水道施設の移管を受けた。水源から末端までの給水の一元的管理を行うことで、安全で安心した水の供給及び事業の効率化と経営の健全化を目指して、「志摩市水道事業基本計画」及び「志摩市水道ビジョン」に基づき、取り組まれたい。 | | 平成23年度より、三重県企業庁から志摩水道施設の移管を受け、水源から末端までの給水の一元的管理を行っています。安全で安心した水の供給及び事業の効率化と経営の健全化を目指して、「志摩市水道事業基本計画」及び「志摩市水道ビジョン」に基づき、取り組んでいますが、一元化に伴い企業庁の施設を含め見直しを検討中です。 |
| 病院事業部 | 浜島診療所 | 4 | 施設の老朽化等が懸念されていた浜島診療所が整備され、平成24年度から移転し開業する。医療環境が充実したので、今後も地域に密着した医療サービスの提供に努められたい。 | | 新築に伴い、車での通院は向上しました。地域の医療サービスについては、日常のミーティング等によって事務改善を心がけ、より良い地域の医療サービスの提供に努めています。 |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 4 | 国の緊急雇用事業による学校図書館運営補助員の雇用により、学校図書館等の充実が図られた事は評価する。 | | 今後も学校図書館の充実に努めます。 |
| 教育委員会 | 生涯学習人権教育課 | 4 | 基幹公民館等で行われている生涯学習講座については、各地域で特色のある講座を行っており受講者からは好評を得ているので、引き続き魅力ある講座づくりに努められたい。 | | 基幹公民館等で行われている生涯学習講座については、今後も魅力ある講座づくりに努めます。 |
| 教育委員会 | 市立図書館 | 4 | 図書館で開催される「読み聞かせ会」は、乳幼児期の情操教育や読書への導入としても有効と言われており、今後も工夫をこらした会の運営に努められるよう期待する。 | | 「読み聞かせ会」については現在、市立図書館と志摩図書室で月1回実施しています。赤ちゃん向けの「読み聞かせ会」も市立図書館と志摩図書室で月1回実施しています。また、子育て支援センターと連携し、「出張読み聞かせ会」を実施しています。 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | 4 | 監査制度の充実を図る上で、課員の能力は重要な要素である。専門的な資質向上に向けて、より一層努力されたい。 | | 近年は、監査機能の充実や強化に対して市民の関心も高くなってきております。今後も更に専門的な知識の習得と監査技術の向上に努めています。 |

合計 26
 措置済 8項目
 実施中 14項目
 検討中 4項目